

## 健康福祉部長議案説明要旨

今回提出いたしました議案のうち、健康福祉部関係につきまして、その概要を御説明申し上げます。

健康福祉部関係の平成 31 年度当初予算案の総額は、一般会計 1,282 億 8,470 万 4 千円、心身障害者扶養共済事業費特別会計 4 億 6,189 万 6 千円、県立病院機構施設整備等資金貸付金特別会計 41 億 5,105 万 8 千円、国民健康保険特別会計 1,832 億 773 万 9 千円であります。

健康福祉部では、これまで「しあわせ信州創造プラン 2.0」の基本目標「確かな暮らしが営まれる美しい信州」の実現を目指し、「第 2 期信州保健医療総合計画」をはじめとする健康福祉分野の各計画に基づき、保健・医療・福祉施策を一体的に推進してまいりました。

平成 31 年度は、2 年目を迎える「しあわせ信州創造プラン 2.0」並びに「第 2 期信州保健医療総合計画」をはじめとする健康福祉部の各分野の計画に基づき、これまで取り組んできた施策を土台としながらも、「学び」と「自治の力」をキーワードに、社会情勢の変化を捉えた新たな施策を積極的に進めてまいります。

以下、平成 31 年度の主な施策につきまして、「しあわせ信州創造プラン 2.0」の総合的に展開する重点政策に沿って、順次、御説明申し上げます。

### 【いのちを守り育む県づくり】

「しあわせ信州創造プラン 2.0」におきましては、「いのちを守り育む県づくり」を政策推進の基本方針の一つに据えており、健康福祉部関係では、医療・介護提供体制の充実、ライフステージに応じた健康づくりの支援、生命・生活リスクの軽減が、施策を展開する上での大きな柱となっています。

人口減少が進む中、地域の活力を維持し、医療・介護などの社会保障制度の持続可能性を高めるためには、効率的で質の高い医療提供体制や高齢者を地域で支える地域包括ケア体制の構築、健康づくりの推進等の各施策をより効果的に進めていくことが必要となります。

そこで、国民健康保険等の保険者が保有する医療・介護・特定健診関連の約90万人分のビッグデータ過去5年間分を一元的に集約化したデータベースを新たに構築することとし、今後、その分析結果に基づき、県民の健康課題の把握による重症化予防等の保健活動への反映、疾患ごとの病院への受診状況の把握による医療機能の分化・連携施策への反映等、県施策の立案とともに、市町村支援に活かしてまいります。

#### (医療・介護提供体制の充実)

医療・介護提供体制の充実等に関しましては、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に向けて、地域において効率的かつ質の高い医療提供体制及び地域包括ケア体制を構築するため、引き続き、地域医療介護総合確保基金等を活用し、必要な施設等の整備や人材の確保・養成等を進めるとともに、県及び各地域の関係者からなる地域医療構想調整会議を設け、県内の地域医療の課題等を客観的に把握するなどの地域医療構想の推進に向けた取組を具体化し、医療提供体制の機能分化・連携による地域医療の維持・充実を図ります。

医師の確保・定着と偏在解消を図る取組につきましては、信州医師確保総合支援センターを中心とした研修医・医学生へのキャリア形成支援や産科医を増やす取組を継続するとともに、移住・交流施策と連携してドクターバンク事業の更なる充実を図り、U・Iターンを希望する県外医師に対する訴求力の高いPR動画を作成するなど取組を強化します。

また、地域の拠点病院から医師不足が深刻な小規模病院への診療支援を促進する「地域医療人材拠点病院支援事業」については、拠点病院数を増やすとともに、支援対象に民間医療機関を加えるなど事業を拡充してまいります。

また、今後一層の高齢化が進展する中で、複数の疾患を抱える患者の増加が予想されることから、患者の全身を幅広く診療できる総合診療医の養成に向け、これまで「信州型総合医」を養成してきた本県の強みを生かし、キャリアシフトを希望する全国の中堅医師が県内医療機関で研修する機会を設ける等、新たな全国に誇れる「長野県＝総合診療」のブランド化を図ります。

看護職員確保の取組につきましては、在宅医療の推進等により地域で療養する患者の医療ニーズに応えるための訪問看護師の確保と育成の充実を図るとともに、看護職員の養成・確保に向けた県内看護師養成所の施設整備に対する支援、再就業に向けた研修やマッチング、就労相談会等を実施します。

介護提供体制の充実につきましては、医療、介護、生活支援サービス等が切れ目なく提供され、高齢者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らし続けることができる地域包括ケア体制の構築を推進するため、中山間地域の介護サービスの確保や 24 時間在宅ケアの仕組づくり等、市町村の取組を支援するとともに、これまで実施した県内全ての日常生活圏域 166 の地域包括ケア体制の構築状況の「見える化」の調査分析結果を踏まえ、市町村の抱える課題の解決に向けて、専門職、有識者、県職員からなる支援チームを新たに編成し、伴走型で支援してまいります。

人材不足が懸念される介護職員の確保対策につきましては、求人求職のマッチングと資格取得とを組み合わせた支援の対象に、新たにシニア世代を加え、貴重な担い手として入職促進を図ってまいります。

さらに、介護の現場で働く職員の負担軽減、労働環境の改善を支援するための介護ロボットの導入費用の補助上限を引き上げ、これまで以上に普及を促進してまいります。

外国人介護人材の受け入れにつきましては、介護職員が不足している現状を踏まえ、EPA（経済連携協定）や技能実習制度で来日する外国人介護職員の日本語学習等に要する経費の助成を大幅に拡充するとともに、外国人介護職員や留学生を受け入れた介護施設等に対して住居借上げ費用等を助成する制度を新たに創設し、受入環境を整備します。

県内の薬局に勤務する薬剤師数は、人口10万人あたり127.7人と全国平均を下回っていることから、今後の地域包括ケア体制の構築にもつながる、かかりつけ薬剤師・薬局の推進に向けた薬剤師の確保を進めるため、県内薬剤師の不足人数や不足理由等の実態調査に初めて取り組むとともに、若年層や資格を持ちながら未就業の状態にある薬剤師をターゲットに、中高生を対象とした薬剤師の仕事への理解を深めるセミナーの開催や、潜在有資格者の復職に向けた研修会、就職説明会等を実施してまいります。

今後、高齢化の進展に伴い、2025年には、最大で13.2万人にまで達することが予測される認知症高齢者等に対する施策の推進につきましては、認知症の方ができる限り住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現が急務であることから、平成30年度に3か所から5か所に増やした認知症疾患医療センターを平成31年度は、更に7か所まで増やしてまいります。

以降も順次、設置に努め、2020年度までに県内全ての二次医療圏への認知症疾患医療センターの設置を目指すとともに、地域における総合的な支援体制の整備を進めてまいります。

現在、本県における骨髄バンクドナー登録者の割合は、全国的に下位の水準にあり、骨髄等の適切な提供の推進を図るため、県民の骨髄・抹消血管細胞の移植に関する理解の促進や、骨髄等の提供を希望する方がドナー登録や提供を行いやすい環境を整備することが課題となっています。

そこで平成 31 年度から骨髄等の提供に係る負担を軽減するため、ドナー登録者が骨髄等を提供する際に必要となる日数に応じて、ドナーやドナーが勤務する事業所に助成する新たな制度を創設し、市町村と協調してドナー登録をしやすい環境の整備を図ってまいります。

(ライフステージに応じた健康づくりの支援)

県民の健康づくりに関しましては、今年度から、県も市町村とともに国民健康保険の保険者となったことから、信州ACE（エース）プロジェクトの推進の中でも、市町村と連携した県民の健康づくりに特に注力してまいりました。

具体的には、国民健康保険等のデータベースを活用し、住民の健康課題を分かりやすく分析し「見える化」するとともに、保健師による助言を行うなど、市町村が実施する保健事業を支援してきたところです。

昨年 12 月には、知事と市町村長代表による健康づくりの意見交換を行い、平成 31 年度から県と市町村が、共通の取組みテーマを設定して、連携を強化して健康づくりに取組む方針を決定したところです。

こうした動きに加えて、市町村支援の新たな取組として、健康課題が顕著な典型例 800 事例を抽出して、効果的な健康指導の時期と方法等を分析し、市町村と情報を共有して効果的な保健指導の手法等について、提案・助言を行ってまいります。

また、信州ACEプロジェクトの推進に関しては、平均寿命や健康寿命のさらなる延伸を目指し、特に若者から働き盛り世代に健康づくりの重要性を認識してもらうため、新聞広告やテレビスポット等、訴求力のあるメディア媒体を

中心に情報発信の機会を増やすとともに、今年度、約 3,000 人に参加いただいたスマートフォンのアプリを活用した事業所対抗ウォーキングについては、倍以上の参加者を目標に実施いたします。

食生活の改善については、3つの星レストランやACE弁当、社員食堂等を通じた健康に配慮したメニューの提供拡大と合わせて、新たに在宅高齢者等の低栄養予防に着目し、配食弁当業者等に対して健康に配慮したメニュー作成に関する研修会を開催いたします。

今後、市町村との連携を強化することで、信州ACEプロジェクトのさらなる進展と県民の健康づくりをしっかりと進めてまいります。

後期高齢者の増加が見込まれる中、加齢とともに筋力や認知機能等が低下し、生活機能障害・要介護状態などの危険性が高い状態となる、いわゆるフレイルの予防をさらに進めるために、多職種が連携して平成 30 年度に作成するフレイル予防のパフレットの活用と合わせて、新たに地域住民と接する機会が多い食生活改善推進員などの健康ボランティアに対して、フレイル予防に関する研修会を開催し、こうした方々の草の根の活動も絡めながら、広く一般県民にフレイル予防の重要性を普及してまいります。

さらに、医療・介護の専門職や市町村職員など住民のフレイル予防に直接、関わる方々に対する研修会を引き続き開催するとともに、新たに専門職用のパフレットを作成し関係機関の取組を促してまいります。

また、フレイルは早期発見・早期対応することで、予防や生活機能の向上が図れることから、市町村がフレイル予防に重点をおいた介護予防事業を展開するために、フレイルをチェックする仕組みを導入するモデル市町村に対して新たに助成制度を設けて支援してまいります。

こうした取組を総合的に展開していくことで、県民の健康づくりを促進してまいります。

(生きることを包括的に支える自殺対策の強化)

次に、生きることを包括的に支える自殺対策の強化に関して、でございます。

本県では、平成30年3月に「第3次長野県自殺対策推進計画」を策定し、「誰も自殺に追い込まれることのない信州」を目指し、これまで市町村、関係機関、自殺対策に関する協定を締結した「日本財団」や自殺に関して豊富な知見を持つNPO法人自殺対策支援センター「ライフリンク」と連携して自殺対策を推進してまいりました。

平成29年の自殺者数は322人と、平成以降では最少となりましたが、いまだに1日におよそ1人の方が自ら尊い命を絶っており、特に全国でも高い水準にある未成年者の自殺対策が大きな課題となっています。

このため、平成30年度に知事をトップに「子どもの自殺対策プロジェクトチーム」を設置し、子どもの自殺の実態を踏まえた対策や、生きることの包括的な支援について検討しており、今年度中に子どもの自殺対策に関する戦略を策定し、取組を強化してまいります。

(食品・医薬品等の安全確保)

食品の安全確保につきましては県内の食品等事業者の大部分を占める中小規模事業者に対して、安全で衛生的な食品を製造するための管理方法の一つで、問題のある製品の出荷を未然に防止できるシステムであるHACCP(ハサップ)の普及を推進し、2020年の食品衛生法改正による導入義務化に先立って、HACCP導入施設の増加を目指してまいります。

これにより県内産加工食品の安全性のさらなる向上を図るとともに、他自治体に先駆けて、長野県の食のブランド力向上、消費拡大につなげてまいります。

医薬品等の安全性の確保につきましては、薬局や医薬品等の販売業者等への監視指導を実施するとともに、医薬品製造業者等が適切な製造管理・品質管理

のもとに医薬品等の製造を行っているかを確認する調査を実施します。

また、ジェネリック医薬品の品質検査を行うなど、安全な医薬品の流通の確保や適正使用を図るとともに、薬局の健康サポート機能の充実に向け、薬局薬剤師に対する研修や、かかりつけ機能強化のための地域の実情に添った多職種連携推進のモデル事業を実施します。

#### (県土の強靱化)

近年、全国各地で想定外の災害が多発する中、災害時において住民同士が支え合い、高齢者、障がい者等の地域で暮らす災害時要援護者を安全に避難させることができる地域づくりを進めていくことが喫緊の課題となっております。

こうした地域づくりを促進するため、これまで進めてきた「災害時住民支え合いマップ」づくりを加速化するため、今後3年間を集中的に取り組む期間として、新たに県社会福祉協議会にマップ作成支援員を配置します。

平成31年度から危機管理部、建設部とも連携を図りながら、市町村への個別訪問等により、住民の支え合い意識の醸成をはじめとして、支え合いマップ作成に関わるマンパワーや作成ノウハウの不足等、市町村の実情を踏まえながら課題解決に向けた伴走型支援を進めてまいります。

#### 【誰にでも居場所と出番がある県づくり】

健康福祉部関係では、「いのちを守り育む県づくり」のほかに「誰にでも居場所と出番がある県づくり」が施策を展開する上で、もう一つの大きな柱となっております。

その中では、多様性を尊重する共生社会づくりとして、障がい者が暮らしやすい地域づくりや社会的援護の促進が掲げられ、また、人生二毛作社会の実現などが位置付けられています。



(障がい者が暮らしやすい地域づくり)

障がい者が暮らしやすい地域づくりを推進するためには、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに尊厳を重んじて支え合い、地域で安心して暮らしている社会を創ることが必要です。

そこで、障害者差別解消法の施行から3年が経過することを踏まえ、新たに「障がいのある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり研究会（仮称）」を設置し、差別の実態調査と差別解消に必要な施策の検討を実施します。

また、障がいの特性を理解し、障がいのある方に対して、手助けや配慮を実践することにより、障がいのある方が暮らしやすい社会の実現を図る「信州あいサポート運動」については、これまで、あいサポーターの養成による「支え手」を増やす取組に加え、外見では分かりづらい、援助や配慮を必要としている方が身に着けることで、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせる表示である、ヘルプマークの普及を車の両輪として取り組んでまいりましたが、平成31年度は、更なる普及促進に向けて、新たにインターネットを活用した広告や、積極的にヘルプマークの普及活動を行っていただく民間の方を認定する制度を創設する等、周知・普及活動を強化します。

こうした取組の拡大により、障がいの有無に関わらず、誰もがお互いに理解し合える、共生社会の実現に向けた環境づくりを進めてまいります。

医療技術の進歩により人工呼吸器を装着している障がい児や日常生活を営むために医療が必要な状態にある障がい児、いわゆる医療的ケア児の在宅への移行が進んでおり、医療的ケアを必要とする児童が地域で安心して生活できる体制を構築することが課題となっています。

県では平成30年度から県下全圏域で支援の連携体制の構築に向けた推進会議を設置し、関係機関の連携・協働に向けた体制作りを進めてきましたが、平成31年度は新たな取組として、医療的ケア児の状態や必要とする医療の実態、

意向を詳細に把握する調査を実施するとともに、各圏域で医療的ケア児の個別支援を核となって推進する医師や看護師の養成に必要な研修を実施してまいります。

次に、障がい者スポーツの振興につきましては、開催が来年に迫った2020年東京パラリンピックへの関心の高まりを追い風に、2027年の全国障害者スポーツ大会の本県開催に向けて、障がい者スポーツの専門家等の御意見をいただきながら、誰もが障がい者スポーツに親しめる環境づくりと競技力の向上を柱に据えた施策を展開してまいります。

誰もが障がい者スポーツに親しめる環境づくりについては、総合型スポーツクラブと障がい者福祉施設が連携したスポーツ・レクリエーションの体験会の開催や、大学と連携してカリキュラムに障がい者スポーツの指導者養成を組み入れた講座の実施、県内プロスポーツチーム等と連携して全市町村でパラスポーツ体験会を開催する事業に新たに取り組んでまいります。

競技力の向上については、障がい者スポーツ地域コーディネーターによる選手と練習場所・指導者とのマッチングの拡充等のほか、競技団体を通じた障がい者アスリートの強化支援に引き続き努めてまいります。

こうした障がい者スポーツの振興という新たな観点から、全国に先駆けて障がい者の社会参加と共生社会の創造を推進してまいります。

障がい者就労の促進に関しましては、これまでの農福連携の取組を更に推進するため、JA松本ハイランドに新たにコーディネーターを配置し、JAと連携して、農家と障がい者就労事業所とのマッチングシステムを構築してまいります。

また、農産物の生産・加工・販売までを行う6次産業化の取組や、新たな分野で障がい者の就労機会の拡大・工賃アップを図る等、障がい者就労支援事業

所が地域の様々な団体と連携して取り組む先駆的な事業を支援する新たな助成制度を創設し、地域の意欲ある事業所を後押しし、障がい者の自立を促進してまいります。

障がい者の一般就労に向けては、「障がい者の採用・活躍の場の拡大等に向けた取組方針」に基づき、これまで取り組んできた障がい者チャレンジ雇用事業を健康福祉部、総務部、教育委員会が連携して、県組織全体に拡充することとし、県における障がい者をはじめとする多様な人材が活躍できる職場環境づくりを進めてまいります。

また、障がい者の一般就労による自立を促進するため、県での就労経験を活かして、民間企業等へのステップアップが図られるよう、支援体制を充実してまいります。

#### (社会的援護の促進)

社会的援護の促進につきましては、生活困窮世帯の自立を促すため、19市と協力し、生活就労支援センター「まいさぽ」において、様々な困難を抱えた方からの相談に応じ、相談者に寄り添いながら、社会参加や就労に向けた支援に取り組んでいるところです。

平成 29 年度からは、不登校等で学習の機会が少ない生活困窮家庭の子どもに対して、個別訪問による学習支援を行うモデル事業に取り組み成果を得てまいりました。平成 31 年度は蓄積したノウハウを活かし、学習支援事業の実施町村を 6 町村から更に増やし 10 町村にまで拡大し、生活困窮世帯の自立支援に取り組んでまいります。

また、これまで、住宅確保や就労などにおける保証人確保の問題により、制度の狭間に陥り、自立を妨げられていた生活困窮者等を支援するとともに、実

態が見えにくく、支援が行き届かなかった支援対象者に、しっかりと支援の手  
を行き届かせるため、県社会福祉協議会と複数の市町村社会福祉協議会が、昨  
年度から取り組み始めた賃貸契約時の入居保証や就労時の身元保証等の業務に  
県も新たに参画することとし、保証の原資や保証業務に係る事業運営費に対し  
て、新たな補助制度を創設し支援してまいります。

今後、未参加の市町村社会福祉協議会に参加を呼び掛けながら、全県にこの  
取組を拡大し、これまで以上に生活困窮世帯等の自立を促進してまいります。

地域において様々な課題が顕在化する中、既存の制度では対応が難しい生活  
課題や、複合的な課題を抱える世帯等、多様化、複雑化するニーズに対応する  
とともに、すべての住民が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うこと  
ができる地域共生社会の実現のためには、包括的な相談支援の体制づくりと、  
公・共・民の多様な社会資源を活用して課題解決に導くソーシャルワーク機能  
の充実が必要です。

県では、平成 30 年度から相談支援包括化推進員を配置し、「複合的な課題」  
を抱え、現行の支援では対応が難しいケースについて、県社会福祉協議会並び  
に町村社会福祉協議会と連携して、「あらゆる生活課題を受け止める断らない相  
談」を目標に、相談支援機能の「丸ごと化」の推進等による包括的な支援をモ  
デル事業として実施しております。

こうした取組の推進と合わせて、住民の身近な地域で包括的な支援体制の構  
築が進むように、

- ・住民が主体的に地域課題を把握して解決を図る仕組みをつくる、
- ・住民と協働しながら地域の様々な相談支援機関をつなぎ課題解決を図る、

役割を担う地域福祉のコーディネーター人材の養成に新たに取り組むこととし、  
住民主体、住民と相談支援機関の連携・協働、広域的な困難事例等の相談支援  
機能、による三層の包括的な相談支援体制の整備を進めてまいります。

#### (人生二毛作社会の実現)

シニア世代が長年培った知識や経験を社会活動や仕事に活かし、生きがいを持って活躍できる「人生二毛作社会」づくりの推進は、「しあわせ信州創造プラン2.0」の柱である「学び」と「自治」を実践するものであり、また、シニアの健康と活躍の好循環の形成にもつながる取組です。

現在、長野県長寿社会開発センターにおいて、県下10圏域でのシニア大学の開催による地域と関わる人材の育成や、11名のシニア活動推進コーディネーターの活動による企業や農家への就労、子どもや高齢者の居場所づくり等、様々な分野でシニアの社会参加に取り組んでいます。

平成31年度はシニア大学専門コースでこれまで取り組んできた、地域課題の解決に向けてプロデューサーの役割を担う人材の育成を更に強化するため、シニア大学社会活動推進員を1名増員し、シニアの社会参加を支援する体制を強化してまいります。

#### (地域共生社会の推進)

これまで御説明した、障がい者が暮らしやすい地域づくりや社会的援護の促進、人生二毛作社会の実現等の取組は、いずれも、多様性を尊重する共生社会づくりをキーワードとして密接に関連しており、「誰にでも居場所と出番がある県づくり」を具現化するものですが、これを推進するためには様々な課題解決の主体としての地域の力の強化が必要となります。

加えて、「人生100年時代」を迎えて、高齢者から若者まで、全ての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことのできる社会、それぞれの生き方やスタイルの違いを認め合い、応援し合う社会を創っていく必要があります。

このような地域共生社会の実現を目指し、そこに至る具体的な取組としては、

- ・住民主体の地域共生社会に向けた土壌づくりのための、福祉教育の充実、

#### 地域福祉と公民館活動の連携強化

- ・住民主体の新しいお互いさま社会づくりに向けての「人」、「居場所・活動の場」、「仕組み」づくり
- ・包括的に機能する相談体制づくりに向けての複合的な課題への対応、ソーシャルワーク機能の発揮

等が挙げられます。

本県においては、こうした取組を含めて今後の地域共生社会の方向性を示した「長野県地域福祉支援計画」を本年度内に策定し、平成31年度からは、計画に基づいた実効性のある取組を推進してまいります。

以上、平成31年度の主な施策について申し上げます。

次に、債務負担行為の設定について申し上げます。

平成31年度当初予算案に係る債務負担行為は、看護大学ESCO事業について5万円を、がん先進医療費利子補給について139万8千円を、信濃学園運営事業について314万7千円を設定いたしました。

続きまして、平成30年度一般会計補正予算案について申し上げます。

補正予算案の総額は、6,718万5千円であります。

当初予算案と一体的に編成いたしました今回の補正予算案には、国の補正予算を活用し、障がい福祉施設の整備支援により、安全・安心な社会づくりを推進するための経費を計上いたしました。

条例案につきましては、一部改正条例案5件であります。

このうち、民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例案は、本年12月の民生委員一斉改選に合わせて、地域の実情を踏まえ、市町村ごとの委員の

定数を改定するものです。

旅館業法施行条例の一部を改正する条例案は、施設の構造設備や宿泊者の衛生の確保に必要な措置について、規定の妥当性を検証し必要な見直しを行うとともに、規制緩和の観点から宿泊者の安全又は衛生の保持に支障が生じるおそれのない規定について撤廃又は変更するものです。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案は、医療法等の一部改正による医師の宿直の特例について、医療機関の状況をよりの確に把握できる保健所設置市である長野市に、当該特例適用のための診療体制の確保の認定に係る知事の事務権限を移譲するものです。

消費税及び地方消費税の税率の改定に伴う関係条例の整備に関する条例案、長野県手数料徴収条例の一部を改正する条例案は、いずれも消費税の税率引き上げに伴い、使用料及び手数料の額を改定するものであります。

以上、健康福祉部関係の議案等について、その概要を御説明申し上げます。  
何とぞよろしく御審議の程をお願い申し上げます。